

議案第19号

調布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月27日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

調布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年調布市条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等」を「，特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業」に改める。

第1条中「。以下「法」という。」を削り，「第46条第2項」を「第46条第2項（同法第54条の3において準用する場合を含む。）」に，「及び特定地域型保育事業（法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。）並びに特定子ども・子育て支援施設等」を「，特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業」に改める。

第2条第1項中「については，」を「は，特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業にあつては」に，「準ずる」を「，特定乳児等通園支援事業にあつては特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に準ずる」に改める。

附 則

この条例は，令和8年4月1日から施行する。